

医政医発1031第4号

令和7年10月31日

一般社団法人 日本臨床検査学教育協議会理事長 殿

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号に定める
厚生労働大臣の定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する
科目に関する協議などの事務手続きについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各関係大学（学部）長宛て通知しましたので、その
内容について御了知いただきますようお願いいたします。

医政医発1031第3号
令和7年10月31日

各関係大学（学部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号に定める厚生労働大臣の定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目に関する協議などの事務手続きについて」の一部改正について

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第18条第3号及び同号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（以下「指定科目」という。）の手續については、「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号に定める厚生労働大臣の定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目に関する協議などの事務手続きについて」（令和3年10月28日付け医政医発1028第1号厚生労働省医政局医事課長通知。以下「事務手續通知」という。）によりお示ししているところである。

今般、承認を受ける大学が指定科目の履修に関する協議を行う場合の手續に関して、事務手續通知を下記のとおり改正するので、遺漏のないよう取り計られたい。

記

事務手續通知の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
2. 指定科目の履修に関する協議 (1) (略)	2. 指定科目の履修に関する協議 (1) (略)

(2) <u>初めての協議に当たっては、様式 1 または様式 2 に掲げる下記の参考資料を添付すること。</u> ① <u>履修証明書（様式 3）</u> ② <u>単位数の新旧対照表（様式 4）</u> ③ <u>教科内容対比表（様式 5）</u> ④ <u>臨地実習確認表（様式 6）</u> ⑤ <u>協議概要（様式 7）</u> ⑥～⑧ （略） (3) <u>承認を受けた指定科目を変更する場合の協議に当たっては、様式 1 または様式 2 及び変更する項目を示す下記の参考資料を添付すること。</u> ① <u>履修証明書（様式 3）</u> ② <u>単位数の新旧対照表（様式 4）</u> ③ <u>教科内容対比表（様式 5）</u> ④ <u>臨地実習確認表（様式 6）</u> ⑤ <u>協議概要（様式 7）</u> ⑥ <u>対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）</u> ⑦ <u>対象年度入学生の入学試験における学生募集要領</u> ⑧ <u>その他（病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、科目毎の教科内容に示す範囲の内容であることがわかる資料）</u> <u>（例）</u>	(2) 協議に当たっては、様式 1 または様式 2 に掲げる下記の参考資料を添付すること。 ① <u>履修証明書（様式 3）別紙 3</u> ② <u>単位・時間数新旧表（様式 4）別紙 4</u> ③ <u>教科内容対比表（様式 5）別紙 5</u> （新設） （新設） ④～⑥ （略） （新設）
---	---

・ <u>科目名や単位数を変更する場合は、様式 1 または様式 2、①、②及び⑤並びに変更する項目のみを記載した③及び⑥の資料を添付すること。</u> ・ <u>学校または学科等の名称を変更する場合には、様式 1 または様式 2、①及び⑤並びに名称の変更の分かる資料を添付すること。</u> ・ <u>定員数を変更する場合には、⑤及び⑦の資料を提出すること。</u> <u>(4) 承認を受けた指定科目を廃止する場合（例：学部・学科の廃止、募集停止等）の協議に当たっては、下記の資料を提出すること。</u> <u>協議概要（様式 7）</u> <u>※廃止理由、在籍する学生の扱いについて記載すること。</u> <u>(5) 指定科目の履修に関する協議の提出期限は、指定科目の変更等を適用する年度の前年度の12月末日とする。なお、提出期限を過ぎでの申請は受け付けない。</u> 3. 留意事項 (1) (略) (削除)	(新設) <u>(3) 提出期限は令和 3 年12月末日とする。</u> 3. 留意事項 (1) (略) <u>(2) 今国会に提出されている「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」には、臨床</u>
---	---

	<u>検査技師の業務の追加も盛り込まれている。</u> <u>これに伴い、新たな行為についての教育内容もカリキュラムに追加し、令和4年度の入学生から適用するために準備を進めており、カリキュラムに追加する具体的な教育内容を示す通知を令和3年度に発出する予定である。</u> <u>各養成施設上記におかれては、ご留意いただいた上で、期限までに変更申請を行っていただきたい。</u>
--	---

医政医発0331第1号
令和3年3月31日
一部改正 医政医発1031第3号
令和7年10月31日

各関係大学（学部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号に定める
厚生労働大臣の定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に
関する科目に関する協議などの事務手続きについて

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「令」という。）第18条第3号及び同条二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（以下「指定科目」という。）については、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和62年厚生省告示第21号。以下「旧告示第21号」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和62年厚生省告示第22号。以下「旧告示第22号」という。）において定めていたが、今般、令第18条に定める受験資格を規定しなおしたことに伴い、上記告示を廃止し、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目（令和3年厚生労働省告示第49号。以下「新告示」という。）を告示したところである。

新告示の告示を踏まえ、「臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号及び同条二に定める厚生労働大臣の指定する科目に関する協議などの事務手続きについて」（昭和62年3月24日付け医事第21号厚生省健康政策局医事課長通知）別添を廃止するとともに、新告示で承認を受ける大学が指定科目の履修に関する協議を行う場合の手続について、下記のとおりお示しするので、遺漏のないよう

う取り計られたい。

記

1. 新告示に定める指定科目

指定科目については、新告示第1条において①病態学（薬理学、病態薬理学は除く。）、②公衆衛生学、③医用工学概論、④血液検査学、⑤病理検査学、⑥尿・糞便等一般検査学、⑦生化学検査学、⑧免疫検査学、⑨遺伝子関連・染色体検査学、⑩輸血・移植検査学、⑪微生物検査学、⑫生理検査学、⑬臨床検査総合管理学、⑭医療安全管理学の14科目を、新告示第2条において①病態学、②公衆衛生学、③医用工学概論、④血液検査学、⑤病理検査学、⑥尿・糞便等一般検査学、⑦生化学検査学、⑧免疫検査学、⑨遺伝子関連・染色体検査学、⑩輸血・移植検査学、⑪微生物検査学、⑫生理検査学、⑬臨床検査総合管理学、⑭医療安全管理学の14科目を定めた。

新告示の告示に伴う科目の協議に係る様式について、新告示第1条に定める指定科目の協議様式は別紙1（様式1）、新告示第2条に定める指定科目の協議様式は別紙2（様式2）によるものとする。

2. 指定科目の履修に関する協議

(1) 指定科目の改正に伴い、現在、旧告示第21号及び旧告示第22号の指定科目の承認を受けている大学においては、指定科目の変更に関する協議を行う必要があること。

(2) 初めての協議に当たっては、様式1または様式2に掲げる下記の参考資料を添付すること。

- ① 履修証明書（様式3）
- ② 単位数の新旧対照表（様式4）
- ③ 教科内容対比表（様式5）
- ④ 臨地実習確認表（様式6）
- ⑤ 協議概要（様式7）
- ⑥ 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）

- ⑦ 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- ⑧ その他（病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、別紙 7 に示す範囲の内容であることがわかる資料）

(3) 承認を受けた指定科目を変更する場合の協議に当たっては、様式 1 または様式 2 及び変更する項目を示す下記の参考資料を添付すること。

- ① 履修証明書（様式 3）
- ② 単位数の新旧対照表（様式 4）
- ③ 教科内容対比表（様式 5）
- ④ 臨地実習確認表（様式 6）
- ⑤ 協議概要（様式 7）
- ⑥ 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- ⑦ 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- ⑧ その他（病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、科目毎の教科内容に示す範囲の内容であることがわかる資料）

（例）

- ・ 科目名や単位数を変更する場合は、様式 1 または様式 2、①、②及び⑤並びに変更する項目のみを記載した③及び⑥の資料を添付すること。
- ・ 学校または学科等の名称を変更する場合には、様式 1 または様式 2、①及び⑤並びに名称の変更の分かる資料を添付すること。
- ・ 定員数を変更する場合には、⑤及び⑦の資料を提出すること。

(4) 承認を受けた指定科目を廃止する場合（例：学部・学科の廃止、募集停止等）の協議に当たっては、下記の資料を提出すること。

協議概要（様式 7）

※廃止理由、在籍する学生の扱いについて記載すること。

(5) 指定科目の履修に関する協議の提出期限は、指定科目の変更等を適用する年度の前年度の12月末日とする。なお、提出期限を過ぎての申請は受け付けない。

3. 留意事項

- (1) 様式 1 または様式 2 及び参考資料の作成に当たっては、別紙 6 ～ 9 に示す審査基準を参考にすること。

様式 1

 ○○○○○○○○
 令和 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

○○○○大学長

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に
 基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取
 に関する科目第1条に規定する科目について（協議）

本校○○科△△専攻で実施している下記の授業科目によって、標記科目を履修
 したとみなすことが出来るか協議いたします。

指定科目	相当する授業科目	単位数
病態学 （薬理学、病態薬理学は除く）		
公衆衛生学		
医用工学概論		
血液検査学		
病理検査学		
尿・糞便等一般検査学		
生化学検査学		
免疫検査学		
遺伝子関連・染色体検査学		
輸血・移植検査学		
微生物検査学		
生理検査学		
臨床検査総管理理学		
医療安全管理学		
合計		

その他	相当する授業科目	単位数
上記科目における臨地実習	生理検査学に関する臨地実習	
	生理検査学以外の臨地実習	
合計		

参考資料

- 履修証明書（様式3）
- 単位数の新旧対照表（様式4）
- 教科内容対比表（様式5）
- 臨地実習確認表（様式6）
- 協議概要（様式7）
- 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- その他（病態学において、薬理学及び病態薬理学を免ずる場合、科目毎の教科内容に示す範囲の内容であることがわかる資料）

様式 2

〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

〇〇〇〇大学長

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に
 基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取
 に関する科目第2条に規定する科目について（協議）

本校〇〇科△△専攻で実施している下記の授業科目によって、標記科目を履修したとみなすことが出来るか協議いたします。

指定科目	相当する授業科目	単位数
病態学		
公衆衛生学		
医用工学概論		
血液検査学		
病理検査学		
尿・糞便等一般検査学		
生化学検査学		
免疫検査学		
遺伝子関連・染色体検査学		
輸血・移植検査学		
微生物検査学		
生理検査学		
臨床検査総管理理学		
医療安全管理学		
合計		

その他	該当する授業科目	単位数
上記科目における臨地実習	生理検査学に関する臨地実習	
	生理検査学以外の臨地実習	
合計		

参考資料

- 履修証明書（様式3）
- 単位数の新旧対照表（様式4）
- 教科内容対比表（様式5）
- 臨地実習確認表（様式6）
- 協議概要（様式7）
- 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- その他

履修証明書			
本籍地			
氏名			
生年月日（昭和・平成） 年 月 日生			
上記の者は、本学において臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第〇条に規定する科目として、次のものを修めて卒業したことを証明する。			
指定科目	履修科目名	単位数	履修年度
病態学（新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く。）			令和 年度
公衆衛生学			
医用工学概論			
血液検査学			
病理検査学			
尿・糞便等一般検査学			
生化学検査学			
免疫検査学			
遺伝子関連・染色体検査学			
輸血・移植検査学			
微生物検査学			
生理検査学			
臨床検査総管理學			
医療安全管理学			
その他	履修科目名	単位数	履修年度
臨地実習	臨地実習前評価		
	生理検査学に関する臨地実習		
	生理検査学以外の臨地実習		
令和 年 月 日			
(大学の所在地)			
(大学の名称)			
(学部・学科名)			
(大学長の氏名)			

- (作成上の注意)
- 1. 用紙の大きさは、A4 とすること。
 - 2. 「履修科目名」欄には、厚生労働省に協議して指定科目に相当すると認められた科目名を記載すること。
また、2 科目以上を履修して指定の 1 科目の履修に相当する場合には、全科目を記載し、それぞれの科目毎に単位数及び履修年度を記載すること。
 - 3. 証明は、当該科目を修めて卒業した大学の長が行うこと。
 - 4. 指定する科目の履修が 2 箇所以上の大学において行われた場合の証明は、それぞれ履修した大学において行うこと。
 - 5. 現に履修中の者に関する証明は、履修見込証明書として作成すること。

様式 4

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第〇条に規定する科目について

【新旧対照表】

変更後			
<厚生労働省告示49>			
指定科目	授業科目名	単位数	審査基準
病態学（新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く。）			20
公衆衛生学			4
医用工学概論			4
血液検査学			4
病理検査学			5
尿・糞便等一般検査学			3
生化学検査学			6
免疫検査学			
遺伝子関連・染色体検査学			2
輸血・移植検査学			4
微生物検査学			6
生理検査学			10
臨床検査総和管理学			6
医療安全管理学			2

その他	授業科目名	単位数	審査基準
上記科目における 臨地実習	臨地実習前評価		1
	生理検査学に関する臨地実習		3
	生理検査学以外の臨地実習		

※臨地実習の「授業科目名」は、入力不要です。
※臨地実習前評価 1 単位、生理検査学 3 単位以上を含む
計12単位

変更前		
<厚生労働省告示49>		
指定科目	授業科目名	単位数
病態学（新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く。）		
公衆衛生学		
医用工学概論		
血液検査学		
病理検査学		
尿・糞便等一般検査学		
生化学検査学		
免疫検査学		
遺伝子関連・染色体検査学		
輸血・移植検査学		
微生物検査学		
生理検査学		
臨床検査総和管理学		
医療安全管理学		

その他	授業科目名	単位数
上記科目における 臨地実習	臨地実習前評価	
	生理検査学に関する臨地実習	
	生理検査学以外の臨地実習	

様式5
教科内容対比表

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号及び第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目第〇条に規定する科目について

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する 授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
病態学 20単位 <					

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
	(2) たんぱく質				
	(3) 脂質				
	(4) 無機質				
	(5) 酵素				
	(6) ビタミン				
	(7) ホルモン				
	(8) 生体色素				
	(9) 核酸				
	2 器官の生化学				
	(1) 血液				
	(2) 肺				
	(3) 腎				
	(4) 肝				
	(5) 骨				
	(6) 筋				
	(7) その他の器官				
	3 遺伝の生化学				
	4 学内実習				
	(1) 糖質				
	(2) たんぱく質				
	(3) 脂質				
	(4) 無機質				
	(5) 酵素				
	(6) その他(遺伝子)				
	V 栄養学	◎			
	1 食事と栄養				
	2 栄養素の働き				
	(1) 糖質				
	(2) 脂質				
	(3) 蛋白質、アミノ酸				
	(4) ビタミン				
	(5) ミネラル				
	(6) 食物繊維				
	(7) 水				
	3 食物の消化と栄養素の吸収・代謝				
	(1) 食物の消化				
	(2) 栄養素の吸収				
	(3) 栄養素の代謝				
	(4) 栄養素の排泄				
	4. 食事と食品				
	(1) 食文化				
	(2) 食事摂取基準				
	(3) 食品と栄養素				
	VI 薬理学	◎※1			
	1 薬の作用機序と生体内動態				
	(1) 薬の作用機序				
	(2) 薬の生体内動態				
	2 生理活性物質				
	(1) 神経性アミノ酸				
	(2) 生理活性アミン				
	(3) 生理活性ヌクレオチド・ヌクレオシド				
	(4) 生理活性ペプチド				
	(5) エイコサノイドとその他の脂質 メディエーター				
	(6) サイトカインとケモカイン				
	(7) ビタミン				
	3 生体内情報伝達機構とチャネル・トランスポーター				
	(1) 細胞における情報の受容				
	(2) 細胞内情報伝達				
	(3) 遺伝子制御				
	(4) イオンチャネル				
	(5) トランスポーター				
	(臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目)				
	VII 病理学	◎			
	1 器官・組織・細胞の病理学的変化				
	(1) 病理学の概要				
	(2) 物質代謝障害				
	(3) 循環障害				
	(4) 退行性病変				
	(5) 炎症				
	(6) 新生物				
	2 器官別各種疾患と病理学的変化				
	(1) 循環器系				
	(2) 呼吸器系				
	(3) 消化器系				
	(4) 内分泌系				
	(5) 泌尿器系				
	(6) 生殖器系				
	(7) 造血器系				

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
	(8) 神経系				
	(9) 感覚器系				
	(10) 運動器系				
	(11) 皮膚系				
	3 学内実習				
	(1) 固定				
	(2) 脱灰				
	(3) 包埋				
	(4) 薄切				
	(5) 染色				
	VIII 微生物学	◎			
	1 微生物の分類・病原性と感染症				
	(1) 微生物学の概要				
	(2) 分類				
	(3) 微細構造と機能				
	(4) 遺伝子操作法				
	(5) 変異と遺伝				
	(6) 耐性と感受性				
	(7) 化学療法剤				
	(8) ワクチン				
	(9) 感染と免疫				
	(10) 滅菌と消毒				
	(11) 培養と培地				
	2 学内実習				
	(1) 消毒滅菌				
	(2) 染色				
	(3) 培地の作製				
	(4) 培養				
	(5) 菌検索				
	IX 臨床栄養学	◎			
	1 ライフステージと栄養				
	(1) 乳幼児期の栄養				
	(2) 学童期・思春期・青年期の栄養				
	(3) 成人期の栄養				
	(4) 妊娠期・授乳期の栄養				
	(5) 更年期の栄養				
	(6) 高齢期の栄養				
	2 疾患と栄養				
	(1) 栄養サポートチーム	◎			
	(2) 栄養状態の評価と判定				
	(3) 疾患・症状別食事療法				
	(4) 病院食				
	(5) 栄養補給法				
	(6) 健康づくりと食生活				
	X 病態薬理学	◎※1			
	1 薬物の動態と有効性・安全性				
	(1) 臨床薬物動態学				
	(2) 薬理遺伝学				
	(3) 薬物相互作用				
	(4) 薬の有効性と安全性				
	(5) 薬物療法の個別化－TDMと薬物投与設計				
	2 器官別薬理と作用機序				
	(1) 神経系作用薬				
	(2) 循環器作用薬				
	(3) 泌尿器・生殖器作用薬				
	(4) 免疫・アレルギー・炎症作用薬				
	(5) 呼吸器作用薬				
	(6) 消化器作用薬				
	(7) 感覚器作用薬				
	(8) ホルモン・内分泌系治療薬				
	(9) 代謝系作用薬				
	(10) 抗感染症薬				
	(11) 抗悪性腫瘍薬				
	(12) 抗認知症薬				
	(13) その他				
	3 薬物と臨床検査				
	(1) 臨床検査の測定値に影響を及ぼす薬物				
	(2) 生理検査に影響を及ぼす薬物				
	(3) 各種検査に用いられる薬剤				
	XI 認知症の検査	◎			
	1 認知症検査の注意事項				
	(1) 検査の注意事項				
	(2) 患者の心理と対応				
	2 認知機能の評価尺度				
	(1) 総合的評価尺度				
	(2) 記憶機能の評価尺度				
	(3) 言語機能の評価尺度				
	(4) 視空間認知機能の評価尺度				
	(5) 前頭葉機能の評価尺度				

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
	3 行動・心理症状の評価尺度				
	（1）総合的評価尺度				
	（2）行動症状の評価尺度				
	（3）心理症状の評価尺度				
	4 検査結果の解析と評価				

公衆衛生学	I 公衆衛生学	◎			
	1 公衆衛生の意義	◎			
	（1）公衆衛生の定義				
	（2）健康・疾病・予防				
	2 人口統計と健康水準	◎			
4 単位	（1）健康指標				
	（2）人口静態統計				
	（3）人口動態統計				
	（4）疾病・障害統計				
	3 疫学と疫学的分析法	◎			
(臨地実習の単位については別に定める)	（1）疫学の考え方				
	（2）疫学指標				
	（3）疫学的分析法	◎			
	4 環境と健康	◎			
	（1）地球環境				
	（2）生活環境				
	（3）生物環境				
	（4）物理環境				
	（5）化学環境				
	（6）環境のリスク評価				
	（7）環境検査法				
	5 健康の保持増進と予防医学	◎			
	（1）予防医学	◎			
	（2）健康保持増進				
	（3）主な疾病の予防				
	（4）栄養保健				
	（5）食品安全及び食品衛生				
	（6）母子保健				
	（7）学校保健				
	（8）成人保健				
	（9）高齢者保健				
	（10）在宅医療	◎			
	（11）精神保健				
	（12）産業保健				
	6 衛生行政	◎			
	（1）衛生行政				
	（2）医療制度				
	（3）多職種連携とチーム医療	◎			
	（4）地域保健（地域包括ケアシステムを含む）	◎			
	（5）社会保険				
	（6）社会福祉				
	（7）その他				
	7 国際保健	◎			
	（1）国際機関・医療協力				
	（2）世界の保健状況				
	8 関係法規	◎			
	（1）法律の種類				
	（2）臨床検査技師等に関する法律				
	（3）医事法規				
	（4）薬事法規				
	（5）保健衛生法規				
	（6）予防衛生法規				
	（7）環境衛生法規				
	（8）労働衛生法規				
	（9）社会保障・福祉関連法規				
	9 臨地実習＊				
	II 医学概論	◎			
	1 医学概論	◎			
	（1）医学の歴史的変遷				
	（2）検査技術の歴史				
	（3）医療従事者の倫理				
	（4）将来の展望				
医用工学概論	I 医用工学概論	◎			
	1 臨床検査で用いられる医用工学の基礎と応用	◎			
	（1）医用工学の基礎				
	（2）臨床検査での医用工学				
	2 生体検査に使用される医用電子技術	◎			
4 単位	（1）増幅				
	（2）記録				
	（3）電源				
	（4）その他の電子回路				

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
	(12) 赤血球沈降速度検査				
	(13) ゲノム検査（遺伝子関連・染色体検査を含む）				
	(14) 検査結果の解析と評価	◎			
	4 臨地実習＊	◎			

病理検査学 5 単位 （臨地実習の単位については別に定める）	1 組織検査・細胞診検査の意義と検査法	◎			
	(1) 病理学的検査の意義と流れ				
	(2) 細胞診検査の意義と流れ				
	(3) 迅速検査の意義と標本作成法				
	(4) 病理遺伝子解析の意義	◎			
	(5) 組織検査・細胞診検査の精度管理				
	(6) 組織検査・細胞診検査の標準化				
	2 組織検査法	◎			
	(1) 病理解剖				
	(2) 臓器肉眼的観察・写真撮影と記録				
	(3) 臓器・組織別の取扱い法				
	(4) 組織標本作成法（凍結標本含む）				
	(5) 組織標本染色法				
	(6) 組織標本観察法				
	(7) 組織標本評価法				
	(8) 分子病理組織検査法				
	3 細胞診検査法	◎			
	(1) 材料別細胞診検査法				
	(2) 細胞診標本作成法				
	(3) 細胞診標本染色法				
	(4) 細胞診標本観察法				
	(5) 細胞診標本評価法				
	4 学内実習（組織検査）	◎			
	(1) 固定・切出し・脱灰・脱脂・包埋・薄切（凍結標本含む）				
	(2) ヘマトキシリンエオジン染色				
	(3) 特殊染色				
	(4) 免疫染色				
	(5) ゲノム検査（遺伝子・染色体検査を含む）				
	(6) 標本の観察と評価法（切出しを含む）				
	(7) 精度管理と標準化				
	(8) 検査結果の解析と評価	◎			
	5 学内実習（細胞診検査）	◎			
	(1) 検体の観察と処理・保存	◎			
	(2) 細胞診標本作製				
	(3) 細胞観察と判定				
	(4) 精度管理と標準化				
	(5) 検査結果の解析と評価	◎			
	6 臨地実習＊	◎			

尿・糞便等一般検査学 3 単位 （臨地実習の単位については別に定める）	I 尿・糞便など一般検査	◎			
	1 尿検査	◎			
	(1) 尿の生成と組成				
	(2) 一般的性状				
	(3) 化学的検査法				
	(4) 尿沈渣検査				
	(5) 尿自動分析装置				
	(6) 腎機能検査				
	2 脳脊髄液検査	◎			
	(1) 髄液の生成と組成				
	(2) 一般的性状				
	(3) 化学的検査法				
	(4) 細胞学的検査法				
	3 糞便検査	◎			
	(1) 糞便の生成と組成				
	(2) 一般的性状				
	(3) 糞便検査法				
	4 その他の一般検査	◎			
	(1) 喀痰検査				
	(2) 精液検査				
	(3) 穿刺液検査				
	(4) その他				
	5 学内実習	◎			
	(1) 尿検査				
	(2) 脳脊髄液検査				
	(3) 糞便検査				
	(4) 喀痰検査				
	(5) その他の検査				
	(6) 検査結果の解析と評価	◎			
	6 臨地実習＊	◎			
	II 寄生虫学	◎			

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
	1 寄生虫の分類と疾患との関係	◎			
	（1）寄生虫症の疫学				
	（2）寄生虫の生活と疾患				
	（3）寄生虫の生殖と発育				
	2 各種寄生虫の生態・鑑別と疾患との関係	◎			
	（1）線虫類				
	（2）吸虫類				
	（3）条虫類				
	（4）原虫類				
	（5）衛生動物				
	3 寄生虫検査法	◎			
	（1）検査材料の採取と保存				
	（2）糞便の検査				
	（3）血液の検査				
	（4）その他の検査				
	4 学内実習	◎			
	（1）検体の取扱方法				
	（2）線虫類の検査				
	（3）吸虫類の検査				
	（4）条虫類の検査				
	（5）原虫類の検査				
	（6）その他の検査				
	（7）検査結果の解析と評価	◎			
	5 臨地実習＊	◎			

生化学検査学 （免疫検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める）	I 生化学的検査	◎			
	1 生化学的検査の基礎と定量検査法の原理	◎			
	（1）生化学的検査の基礎				
	（2）定量検査法の原理				
	（3）自動分析法				
	2 各種生体物質の測定法と臨床的意義	◎			
	（1）糖質（持続皮下グルコース測定を含む）	◎			
	（2）タンパク質				
	（3）脂質				
	（4）無機質				
	（5）酵素				
	（6）非タンパク性窒素				
	（7）ホルモン				
	（8）生体色素				
	（9）薬物・毒物				
	（10）ビタミン				
	（11）疾患マーカー				
	3 各種臓器機能検査法と臨床的意義	◎			
	（1）肝・胆道・膵機能検査				
	（2）循環機能検査				
	（3）腎機能検査				
	（4）内分泌機能検査				
	（5）栄養・代謝機能検査				
	4 学内実習	◎			
	（1）糖質の検査（持続皮下グルコース測定を含む）	◎			
	（2）タンパク質の検査				
	（3）脂質の検査				
	（4）無機質の検査				
	（5）酵素の検査				
	（6）非タンパク性窒素の検査				
	（7）ホルモンの検査				
	（8）その他の検査				
	（9）検査結果の解析と評価	◎			
	6 臨地実習＊	◎			
	II 放射性同位元素検査技術学	◎			
	1 放射性同位元素を用いた臨床検査	◎			
	（1）放射能・放射線の性質				
	（2）放射線測定法				
	（3）検体検査法				
	（4）生体内検査法				
	（5）安全な取扱いと管理法				
	（6）関連法規				

免疫検査学	1 免疫の仕組みと生体防御	◎			
	（1）免疫系による生体防御				
	（2）免疫担当器官、組織、細胞				
	（3）免疫の成立と調節				
	（4）抗原・抗体（免疫グロブリン）・補体				
	2 免疫と疾患の関わり	◎			
	（1）感染防御免疫				
	（2）腫瘍免疫				
	（3）免疫不全症				

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
（生化学検査学と合わせて6単位とする。臨地実習の単位については別に定める）	（4）アレルギー疾患				
	（5）自己免疫疾患				
	（6）免疫グロブリン異常症				
	3 免疫学的検査法	◎			
	（1）試験管内抗原抗体反応				
	（2）生体内抗原抗体反応				
	（3）標識抗体法				
	（4）免疫化学的定量法				
	（5）細胞性免疫機能検査				
	4 学内実習	◎			
	（1）免疫検査の基礎技術（検体採取と保存）				
	（2）免疫化学的定量法				
	（3）感染症の検査				
	（4）炎症と炎症マーカーの検査				
	（5）腫瘍と腫瘍マーカーの検査				
	（6）免疫不全症の検査				
	（7）アレルギー疾患の検査				
	（8）自己免疫疾患の検査				
	（9）免疫グロブリン異常症の検査				
	（10）補体系の検査				
	（11）細胞性免疫機能検査				
	（12）食細胞機能検査				
	（13）リンパ球サブセット検査				
	（14）検査結果の解析と評価	◎			
	5 臨地実習＊	◎			

遺伝子関連・染色体検査学 2単位 （臨地実習の単位については別に定める）	1 ゲノムの基礎	◎			
	（1）遺伝子の構造と機能				
	（2）DNAの複製				
	（3）遺伝情報の伝達と発現				
	（4）遺伝子と疾患				
	（5）ゲノム検査と倫理				
	2 染色体の基礎	◎			
	（1）染色体の構造と機能				
	（2）分類と命名法				
	（3）ヒトの染色体地図				
	（4）染色体異常と疾患				
	3 遺伝子検査法	◎			
	（1）遺伝子関連検査の種類				
	（2）検体の取扱い				
	（3）核酸抽出				
	（4）遺伝子増幅				
	（5）解析法				
	（6）精度管理				
	4 染色体検査法	◎			
	（1）細胞培養法				
	（2）標本作製法				
	（3）分染法				
	（4）核型分析				
	（5）FISH法				
	（6）精度管理				
	5 学内実習	◎			
	（1）核酸の抽出				
	（2）PCR法				
	（3）リアルタイムPCR法				
	（4）シーケンス法				
	（5）シーケンス法の代替法				
	（6）染色体検査				
	（7）検査結果の解析と評価	◎			
	6 臨地実習＊				

輸血・移植検査学 4単位 （臨地実習の単位については別に定める）	1 輸血療法・輸血検査と輸血用血液製剤	◎			
	（1）輸血療法				
	（2）輸血用血液製剤の種類と特性				
	（3）赤血球血液型と抗体				
	（4）白血球抗原				
	（5）血小板抗原				
	2 輸血検査法	◎			
	（1）血液型の検査				
	（2）赤血球不規則抗体とその検査				
	（3）自動機器による輸血検査（カラム凝集法を含む）				
	（4）血液媒介性感染症の検査				
	（5）血小板抗体検査				
	（6）輸血副作用・合併症				
	（7）自己血輸血				
	（8）静脈路への成分採血装置の接続、操作	◎			
	（9）輸血用血液製剤の保存と管理				
	（10）輸血検査の精度管理				
	3 母児免疫と検査	◎			
	（1）血液型不適合妊娠とその検査				

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する 授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
	7 予防医学と衛生検査所	◎			
	（１）予防医学と健康診断	◎			
	（２）衛生検査所（検診センター）の 役割と業務	◎			
	8 信頼性評価と認証制度	◎			
	（１）技術評価				
	（２）検査結果の評価				
	（３）外部評価と認証制度	◎			
	9 臨地実習＊	◎			

医療安全管理学	1 医療倫理・医療安全と患者急変時の対応	◎			
	（１）医療倫理	◎			
	（２）医療安全	◎			
2 単位	（３）感染管理	◎			
	（４）合併症と医療事故	◎			
	（５）患者急変時の対応	◎			
	（６）法的知識と責任範囲				
	2 各種採血法と注意事項・安全管理	◎			
	（１）採血時の安全管理	◎			
	（２）採血行為の範囲				
	（３）採血の種類				
	（４）採血に際しての注意事項	◎			
	（５）採血の部位と手段				
	（６）乳幼児の採血				
	（７）採血に伴う静脈路確保（電解 質輸液の注入を含む）	◎			
	3 各種検査等の手技に伴う注意 事項・安全管理	◎			
	（１）静脈路への成分採血装置の 接続並びに操作	◎			
	（２）運動誘発電位検査・体性感覚 誘発電位検査に係る電極装着 （針電極含む）・脱着	◎			
（臨地実習の単位 については別に定 める）	（３）超音波検査における静脈路 からの造影剤注入	◎			
	（４）直腸肛門機能検査	◎			
	（５）持続皮下グルコース測定	◎			
	4 各種検査における検体採取と 注意事項・安全管理	◎			
	（１）皮膚表在組織病変部				
	（２）鼻腔拭い液				
	（３）咽頭拭い液				
	（４）鼻腔吸引液				
	（５）喀痰吸引（気管カニューレ 内部からの採取も含む）	◎			
	（６）消化管内視鏡検査による組織 検体の採取	◎			
	5 学内実習	◎			
	（１）採血	◎			
	（２）皮膚表在組織病変部からの検体 採取	◎			
	（３）鼻腔拭い液の採取	◎			
	（４）咽頭拭い液の採取	◎			
	（５）鼻腔吸引液の採取	◎			
	（６）経口、経鼻又は気管カニュー レ内部からの喀痰吸引	◎			
	6 臨地実習＊	◎			

臨地実習	I 養成施設において臨地実習前の技能 修得到達度評価	◎			
	1 生理学的検査	◎			
1 2 単位	（１）標準1 2誘導心電図検査				
	（２）肺機能検査（スパイロメト リー）				
	2 形態に関する検査	◎			
	（１）末梢血塗抹標本作製				
	（２）末梢血塗抹標本の観察（白血球 分画）				
	3 血液型判定				
	（１）ABO血液型検査				
	（２）RhD血液型検査				
	4 尿沈渣検査	◎			
	（１）JCCLSの指針に基づく標準的 手法による				
	（２）尿沈渣標本の作製				
	（３）鏡検法-顕微鏡操作	◎			
	（４）鏡検法-鑑別とカウント				

指定科目	教科内容（審査基準）	審査基準	該当する 授業科目名	授業内容 （シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル） ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
（うち、1単位は養成施設における臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等）を行う。 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行う。	Ⅱ 臨地実習において学生に実施させるべき行為等				
	1 生理学的検査	◎			
	（1）標準1 2誘導心電図検査	◎			
	（2）見学：ホルター心電図検査のための検査器具装着	◎			
	（3）見学：負荷心電図検査	◎			
	（4）肺機能検査（スパイロメトリー）	◎			
	（5）見学：肺機能検査（スパイロメトリーを除く）	◎			
	（6）見学：脳波検査	◎			
	（7）見学：超音波検査（心臓、腹部）	◎			
	（8）見学：足関節上腕血圧比（ABI）検査	◎			
	（9）見学：消化管内視鏡検査	◎			
	（10）見学：運動誘発電位検査				
	（11）見学：体性感覚誘発電位検査				
	2 検体検査	◎			
	（1）血球計数検査	◎			
	（2）血液塗抹標本作成と鏡検	◎			
	（3）血栓・止血検査				
	（4）尿定性検査	◎			
	（5）尿沈渣検査				
	（6）血液型検査	◎			
	（7）交差適合試験				
	（8）不規則抗体検査				
	（9）培養・Gram染色検査	◎			
	（10）同定・薬剤感受性試験				
	（11）見学：臓器切り出しと臓器写真撮影	◎			
	（12）見学：迅速標本作成から報告	◎			
	（13）HE染色や特殊染色検査				
	（14）病理標本観察				
	（15）細胞診標本作成と鏡検				
	（16）血液ガス分析検査				
	（17）見学：精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査）	◎			
	（18）見学：メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査）	◎			
	Ⅲ その他				
	（1）見学：検査前の患者への説明（検査手順を含む。）	◎			
	（2）見学：チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導）	◎			
	（3）見学：検体採取	◎			
	（4）その他採血室業務（採血行為を除く）				

臨地実習に関する留意事項について

留意事項	チェック欄
在宅医療、内視鏡検査室で行う実習を除き、以下のいずれの要件も満たす適当な実習指導者を1名以上配置する予定の施設であることを確認し、臨地実習施設としているか。 （1）各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有すること。 （2）厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了していること。	☐
実習調整者として専任教員から1名以上が配置されているか。	☐

単位数の計算方法について

留意事項	チェック欄
1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。	☐

様式6
臨 地 実 習 確 認 表

臨地実習施設において、必ず実施又は見学させる行為について、シラバス記載の授業計画に明示的に記載されていること。

分類	実施させる行為	シラバス 記載ページ	チェック 欄
生理学的検査	標準12誘導心電図検査		☐
	肺機能検査（スパイロメトリー）		☐
検体検査	血球計数検査		☐
	血液塗抹標本作成と鏡検		☐
	尿定性検査		☐
	血液型検査		☐
	培養・Gram染色検査		☐

分類	見学させる行為	シラバス 記載ページ	チェック 欄
生理学的検査	ホルター心電図検査のための検査器具装着		☐
	肺機能検査（スパイロメトリーを除く）		☐
	脳波検査		☐
	負荷心電図検査		☐
	超音波検査（心臓、腹部）		☐
検体検査	足関節上腕血圧比（ABI）検査		☐
	精度管理（免疫学的検査）		☐
	精度管理（血液学的検査）		☐
	精度管理（病理学的検査）		☐
	精度管理（生化学的検査）		☐
	精度管理（尿・糞便等一般検査）		☐
	精度管理（輸血・移植検査）		☐
	メンテナンス作業（免疫学的検査）		☐
	メンテナンス作業（血液学的検査）		☐
	メンテナンス作業（生化学的検査）		☐
	メンテナンス作業（尿・糞便等一般検査）		☐
	臓器切り出しと臓器写真撮影		☐
	迅速標本作成から報告		☐
その他	検査前の患者への説明（検査手順を含む）		☐
	チーム医療（NST、ICT、糖尿病療養指導）		☐
	検体採取		☐
	消化管内視鏡検査		☐

様式 7

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号及び第4号に定める
厚生労働大臣の指定する科目に関する協議大学の概要

番 号	1
申 請 者	
該 当 学 部 学 科 等	
適 用 条 項	臨床検査技師等に関する法律施行令
入 学 定 員 (名)	
協 議 区 分	
適 用	
協 議 概 要 等	